（専門的な医療機関の確保等）

第二十四条　都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（高次脳機能障害者支援地域協議会）

第二十五条　都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

２　前項の高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第四章　雑則

（国民に対する普及及び啓発）

第二十六条　国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発）

第二十七条　国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

（地方公共団体及び民間団体に対する支援）

第二十八条　国は、地方公共団体が実施する高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（専門的知識を有する人材の確保等）

第二十九条　国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究等）

第三十条　国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のため必要な措置を講ずるものとする。

（大都市の特例）

第三十一条　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（検討）

２　国は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十三号

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第七条の二ただし書及び第七条の三ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第一条第四十四号に掲げる職員（以下「秘書官」という。）」を「秘書官」に改め、同条を第五条とし、同条に見出しとして「（秘書官の期末手当基礎額等の加算）」を付する。

第二条の前の見出しを削り、同条第一項中「同条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に、「掲げる職員」を「掲げる特別職の職員」に改め、同条第二項中「掲げる職員」を「掲げる特別職の職員」に改め、同条を第三条とし、同条に見出しとして「（期末手当基礎額等の加算）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（秘書官の本府省業務調整手当の支給対象となる業務等）

第四条　法第七条の三の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第一項第一号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして政令で定めるものは、法第一条第四十四号に掲げる職員（以下「秘書官」という。）であって、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十六条の五第一項に規定する高等裁判所長官秘書官以外のものの業務とする。

２　法第七条の三の規定により一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例によることとされる本府省業務調整手当の支給について行政職俸給表㈠の十級における最高の号俸の俸給月額に百分の十二を乗じて得た額を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

職員の区分	額
法附則第二項の規定による俸給月額又は法別表第三に掲げる五号俸から十二号俸までの俸給月額を受ける秘書官	五一、八〇〇円